

2012年度会員名簿更新状況

会員名簿維持管理委員会委員長

10期・浜野 絢也（2012年度担当：4期・村松 猛）

1. 2012年度会員名簿更新件数

	登録変更者数	備考
2012年4月	8	
2012年5月	0	
2012年6月	154	
2012年7月	818	26期卒業生（799名分）名簿追加含む
2012年8月	4	
2012年9月	598	うちハガキ48通（ほぼInajin返送分）
2012年10月	555	うちハガキ16通（ほぼInajin返送分）
2012年11月	0	
2012年12月	105	うちハガキ25通
2013年1月	0	
2013年2月	12	うちハガキ11通
2013年3月	10	うちハガキ7通
合計	2,264	

2. 年次別会員名簿登録数

2013.3/31現在

年次	入学年	総数	状態「通常」	備考1	備考2
1	1984	536	353	各ハウス2クラス	AB
2	1985	819	568	各ハウス3クラスに	EFG
3	1986	1,099	764	各ハウス4クラスに	IJKL
4	1987	1,128	798		ABCD
5	1988	1,148	799		EFGH
6	1989	1,139	780		IJKL
7	1990	1,127	756		ABCD
8	1991	1,090	752		EFGH
9	1992	1,092	755		IJKL
10	1993	1,099	774		ABCD
11	1994	1,058	750		EFGH
12	1995	945	711	1クラスあたりの生徒数減少	IJKL
13	1996	955	724		ABCD
14	1997	961	733		EFGH
15	1998	933	744		IJKL
16	1999	945	763		ABCD
17	2000	955	783	学籍番号が00～に	EFGH
18	2001	953	821		IJKL
19	2002	964	845		ABCD
20	2003	773	705	1ハウスが伊奈学園中学校に	EFGH
21	2004	809	744		IJKL
22	2005	773	732	学籍番号が2005～に	ABCD
23	2006	787	759		EFGH
24	2007	796	769		IJKL
25	2008	795	774	提供データに性別の記載	ABCD
26	2009	799	799		EFGH
27					IJKL
	総合計	24,478	19,255		

19,255 現在の名簿データで住所が「通常」となっている総数

Inajin34号を卒業生全員に発送する事により確認された「転居先不明」が1,148件あった

ホームカミングパーティー実行委員会 2012年度（第5回）活動報告

HCP 担当代理
13期・早坂拓紀

①開催概要

昨年に引き続き同窓会主催同窓会「ホームカミングパーティー（以下HCP）」を2012年9月29日（土）午後6時から8時にかけて大宮駅西口東天紅JACK大宮店で開催しました。参加者は13期生2名、14期生5名、15期生0名、大塚先生で計8名でした。また原会長、石川副会長に参加いただきました。最終的に合計10名の参加でした。

②開催まで

8月活動開始。スタッフの募集をHP及びミクシィで開始
8月お店決定。参加者募集開始

③当日

当日は円卓着席方式飲み放題付で開催しました。料金は6000円。今回は人数も少なく部屋も13期当時の学年主任である大塚先生にもご参加いただき、和やかな雰囲気を楽しむことができました。

④会計報告

6000円×10人=60000円

今回は暫定実行委員長ということで準備も足りず、補助金の利用まで至りませんでした。

⑤開催後感想

やはり実行委員長をおいて、スタッフと連携を取りながら進めるべきだと思いました。実際には仕事や家庭の都合でドタキャンもあったので、集まりづらい年代かもしれません。先生をお招きできたことは、とてもよかったと思いました。

先輩と夢を語ろう実行委員会 2012 年度（第 4 回）活動報告

先輩と夢を語ろう実行委員会委員長

8 期・石川 剛

1・概要

平成 24 年 11 月 13 日（火）PM 1：30～5：00 伊奈学園総合高等学校において「第 4 回先輩と夢を語ろう」を開催しました。

例年 11 月の第一土曜日の公開授業日を利用して授業の一環として開催してきましたが本年度は第一土曜日が祝日だったのと前回の要望を兼ねて学校と協議の結果平日の部活の絡まない時間で 1～3 年生の希望者を対象に開催いたしました。

また本年も P T A および後援会の皆さまの支援を頂戴いたしました。

2・当日までの動き

4 月より開催時期、開催方法について学校側担当者の尾花先生、野口先生と打ち合わせ。

7 月日時確定、全学年対象で希望制、授業方式ではなく少人数での座談会方式を採用することで決定。

8～9 月講師選定、エントリーシート提出してもらう。この際実際の仕事の際の写真などを提供してもらう。

10 月学校側生徒募集開始。モールに渡辺さんと参加講師のプロフィール写真などを混ぜて掲示

11 月講師及び参加者希望をもとに割り振り。人数の多いところは授業方式、座談化方式人数の少ないところは飛び込み参加も可能とする。

3・当日

各講座にわかれて開催。大会議室では少人数の講師の講座をまとめて開催。

当日飛び入りの生徒を迎えることができました。

受付他スタッフとして石川他 1 名同窓会から参加しました。

終了後県民活動センター内馬車道にて懇親会を行いました。

尚講師には交通費として後援会様から一人当たり 5000 円いただきました。

4・アンケート回収

当日生徒さんのアンケートをまとめていただきました。それを講師の方に回収してい

いただき学校側に保管していただいています。

5・まとめ

今年度は日程の都合もあり平日の午後開催ということになってしまいましたが、そんな中でも多数の講師の方に参加していただき無事開催することができました。

純粹に希望を募っての開催だっただけに生徒さんのほうもしっかり聞けたという意見が多かったようです。

学校側は参加者が集まるかどうかということを心配していましたが講師の皆さんから送っていただいた写真をモールに掲示したのがよかったようで100名を超える生徒さんが参加してくれました。

掲示に足を止めて真剣に見てくれる生徒さんが多かったようでそれだけでもこの企画の成果があったのではと思います。

この集まり方には担当の先生方も驚いてやはり職業名だけではなかなかわからないので写真があると違いますねという感想をいただきました。

また当日大会議室に飛び入り参加できるようにしたのですが、数名ですが話を聞きに来てくれる生徒たちがいてホッとしました。

今回は純粹な希望者が多かったためと一講座当たりの人数が少なかった為全体的にじっくりと話せましたという意見が多かったと思いますが、同じ分野で希望が重複している生徒が多いところは講師を2名、3名としてしまったので話す時間が短くなってしまったようです。この辺りは改善が必要かもしれません。

また飛び込み参加を受け入れることになっていた大会議室が入りづらい奥が入口になっていたため気になって見に来ていた生徒さん達をスムーズに受け入れできないように感じました。もし来年以降もこういう方式なら生徒さんを受け入れやすいように受付を設けたほうがよさそうです。

いくつか問題はありましたが来年以降も平日開催していくとするとおそらく今回の方式になると思います。今回携わってみて生徒たちはこちらが思っているよりも話を聞きにきたいと感じているように思いました。ただもう一歩恥ずかしいという感じがあるのでさらに聞きに来やすくする工夫が必要になるかと思えます。

いなじん交流推進委員会 2012年度活動報告

いなじん交流推進委員会委員長
6期・畠山 篤士

第2回いなじん交流会

通称「2012年第2回いなじんたまり bar」

①開催概要

2012年5月26日（土）18:30～2時間程度（18:00受付開始）

場所：俺の台所・大宮店

上記日時に開催しました。幅広い年齢層の同窓生が、自然に語り合える雰囲気づくり、進行を心がけました。

②開催まで

3月から実行委員の打ち合わせを開始し、準備段取り、スケジューリング、当日役割等詳細を決めました。4月より案内を始めましたが、人数集めには知り合いつながり集めるやり方で実施いたしました。

③当日

開始1時間前から受付準備を始め、滞りなく進行が出来ました。1人で来た方も楽しめる雰囲気を作れたかと思います。

有志の2次会におきましては、スムーズな誘導、案内の必要性を感じました。

④会計報告

参加人数 33名 全て各人会費より充当。（内訳は下記参照）

《会計内訳》

収入 152,000円（参加費男性20人 100,000円/女性13人 52,000円）

支出 152,000円（会費152,000円）

収入-支出=0円 経費支出はございませんでした。

⑤開催後感想

まだこの交流会の存在が知られていないので、知り合いからの連絡以外にも、工夫しながら、告知案内をしていく必要性を感じました。

年齢の枠を超えて、非常に有意義な会となりましたので、さらに発展的な環境を作っていきたいと思います。

第3回いなじん交流会

通称「いなじんたまり bar 2013 season1」

①開催概要

2013年3月20日(土) 17:00~19:00

場所：スペースカフェ アンド エー

上記日時に開催しました。今回は年度末に開催するため、案内してから実施に至るまでが短い状況でした。余裕をもって案内し、準備していく必要性を感じました。

②開催まで

2月中旬以降に打ち合わせ、案内を始めました。期間が短かったのと、年度末で多忙な時期と重なり、多くの参加者を集められなかった。

③当日

開始1時間前から準備開始。今回より、卒業生によるアトラクション企画を実施した。目的は、本学同窓生が、多分野で活躍している現状を紹介することにあります。今回は、18期卒業生2名による演奏会を実施し、会を盛り上げる一因となりました。

④会計報告

参加人数 23名 経費より55,000円充当(内訳は下記参照)

《会計内訳》

収入 108,000円(参加費男性15人75,000円/女性8人32,000円/小学生1人1,000円)

支出 163,000円(会費120,000円 ※最低人数補償分12,000円充当)

(楽器レンタル代 43,000円)

収入-支出=55,000円 以上の支出で、予算内の範囲での処理を致しました。

⑤開催後感想

交流会を盛り上げる企画や趣向をさらに工夫すれば、参加者を増やすことが出来る可能性を感じました。次回の8月には、ドレスコードを浴衣メインにするという案が提案されたので、そのような企画を前提として、検討していくことにしました。

決 算 報 告 書

自 2012年 4月 1日
至 2013年 3月 31日

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会

収支計算書

自 2012年 4月 1日
至 2013年 3月31日

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会

(単位:円)

科目	予算額	流用額	決算額	備考
I 収入の部				
1. 会費・入会金収入	4,005,000		3,995,000	卒業生入会金
2. 会報誌広告料収入	150,000		209,475	会報誌広告料収入
3. その他収入	5,000		4,082	預金利子
4. 会報誌継続購読料新規収入	60,000		0	6,000円×15人、振込手数料2,940円
5. 会報誌継続購読料引当預金繰入	641,520		92,940	
6. 30周年記念事業引当預金繰入	0		6,000,000	
当期収入合計(A)	4,861,520	0	10,301,497	
II 支出の部				
1. 運営費				
会議費	180,000		19,627	会場費、会議飲み物代等
庶務費	100,000		61,040	決算書作成費、振込手数料、残高証明書料
名簿維持管理費	10,000		0	
HP維持管理費	70,000		60,400	HP更新・維持管理費、他
慶弔費	450,000		429,888	卒業記念品、他
備品費	30,000		0	
物品保管費	10,000		0	
小計	850,000	0	570,955	
2. 事業費				
会報誌制作費	705,000		516,600	会報誌1回/年 未来へのはがき
会報誌等印刷費	891,000		540,750	会報誌1回/年 未来へのはがき
会報誌通信費	1,540,000		1,446,885	会報誌1回/年 未来へのはがき
いなじん交流事業費	91,000		86,240	楽器レンタル、打ち合わせ等
HCP事業費	50,000		0	
記念事業費	100,000		61,620	「先輩と夢を語ろう」講師謝礼、他
年次活動支援事業費	300,000		50,000	11期生同窓会
部活動支援事業費	200,000		0	
30周年記念事業寄付金	0		6,000,000	
会報誌継続購読返金(当期分)	60,000		0	
会報誌継続購読返金(過年度分)	600,000		90,000	会報誌継続購読料返金
会報誌継続購読返金振込手数料	41,520		2,940	会報誌継続購読料返金振込手数料
小計	4,578,520	0	8,795,035	
3. 予備費	1,582,578	0		
当期支出合計(B)	7,011,098	0	9,365,990	
当期収支差額(A)-(B)	▲ 2,149,578	0	935,507	
前期繰越収支差額	2,149,578		2,149,578	
次期繰越収支差額	0		3,085,085	

上記の通り報告いたします。

2013年 5月 31日

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会 会 長

原 雅之

会 計

針谷 信二



貸借対照表

至 2013年 3月31日 現在

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	3,088,675		
未収入金	6,315		
流動資産合計		3,094,990	
2 固定資産			
什器備品	6,014		
会報誌継続購読引当預金	547,950		
伊奈学園活動支援預金(いなほ基金)	1,061		
【基本財産】			
普通預金	232,372		
定期預金	38,050,713		
基本財産合計	38,283,085		
固定資産合計		38,838,110	
資産合計			41,933,100
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	9,905		
流動負債合計		9,905	
負債合計			9,905
III 正味財産の部			
正味財産			41,923,195
(うち基本財産)			(38,283,085)
(当期正味財産増加額)			(1,675,850)
負債及び正味財産合計			41,933,100

正味財産増減計算書

自 2012年 4月 1日
至 2013年 3月31日

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会

(単位:円)

科目	金額		
I 増加原因の部			
1 基本財産運用収入			
基本財産利息増加額	8,081	8,081	
2 運営事業収入			
会費・入会金収入	3,995,000	3,995,000	
3 その他収入			
寄付金収入	209,475		
受取利息	4,082	213,557	
4 会報誌継続購読料新規収入	0	0	
増加額合計			4,216,638
II 減少原因の部			
1 運営費			
会議費	19,627		
庶務費	61,040		
名簿維持管理費	0		
HP維持管理費	60,400		
慶弔費	429,888		
備品費	0		
物品保管費	0		
減価償却費	1,004	571,959	
2 事業費			
会報誌制作費	516,600		
会報誌等印刷費	540,750		
会報誌通信費	1,446,885		
いなじん交流会事業費	86,240		
HCP事業費	0		
記念事業費	61,620		
年次活動支援事業費	50,000		
部活動支援事業費	0		
30周年記念事業寄付金	6,000,000		
伊奈学園活動支援引当預金	0		
会報誌継続購読返金(当期分)	0		
会報誌継続購読返金(過年度分)	90,000		
会報誌継続購読返金振込手数料	2,940	8,795,035	
3 特別事業費			
会報誌返金繰入収入振込手数料	630	630	
減少額合計			9,367,624
当期正味財産増加額			-5,150,986
前期繰越正味財産額			47,074,181
期末正味財産合計額			41,923,195

【参考】

特別会計(会報誌継続購読事業) 収支計算書

(単位:円)

科目	決算額	備考
I 収入の部		
21年度会報誌継続購読料新規収入	696,000	6,000円×116人
22年度会報誌継続購読料新規収入	36,000	6,000円×6人
23年度会報誌継続購読料新規収入	60,000	6,000円×10人
24年度会報誌継続購読料新規収入	0	
収入合計(A)	792,000	
II 支出の部		
21年度うちよ振替手数料	11,000	80円×70人、120円×45人 1人は手数料なし
22年度うちよ振替手数料	600	80円×3人、120円×3人
22年度会報誌事業引当預金繰入	68,500	21年度残金685000円の10年分の1年
22年度振込手数料	420	同窓会小口通帳への振込手数料
23年度うちよ振替手数料	1,040	80円×4人、120円×6人
23年度会報誌事業引当預金繰入	68,500	21年度残金685000円の10年分の1年
23年度振込手数料	420	同窓会小口通帳への振込手数料
24年度会報誌継続購読返金	90,000	6,000円×15人
24年度会報誌継続購読返金振込手数料	2,940	315円×1人、210円×11人、105円×3人
24年度振込手数料	630	同窓会小口通帳への振込手数料
支出合計(B)	244,050	
特別会計(会報誌継続購読事業)残額(A)-(B)	547,950	

上記の通り報告いたします。

2013年 5月31日 埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会 会 長 原 雅 之
会 計 針 谷 信 二

監 査 報 告 書

平成 25 年 6 月 29 日

伊奈学園同窓会 様

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則に基づき、2012年度(2012年4月1日から2013年3月31日まで)埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会における財産目録及び計算書類を含め業務運営並びに財産について監査いたしました。業務に関する内容及び執行は適切であり財産目録及び計算書類は会計帳簿と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しております。

その結果、事業報告書、財務諸表等は、当該年度の会務の執行並びにすべての財源、その用途及び当該年度末における財政状態を適正に表示し合法かつ正確であるものと認めます。

監事 後藤 昌弘 

監事 長野 啓江 

会則改正検討委員会 2013 年度活動報告

会則改正検討委員会委員長
4 期・城口 敦弘

1. はじめに

伊奈学園総合高等学校同窓会（以下「本会」という。）の会則および細則は、同窓会ウェブサイトに掲載されているのが正本となっている。しかしながら、現在の本会活動の実態は、その内容と異なる点が散在している状況である。

このため、2012 年度の活動計画として、会則改正検討委員会を組織して本会の会則および細則の改正を検討することを盛り込み、定期総会での承認を得た。

以下に、会則改正検討委員会にてまとめた本会の会則および細則改正（案）について、改正方針および概要を記す。改正（案）全文、改正箇所および改正理由については、添付資料（資料 1～資料 4）のとおり。

<添付資料>

- （資料 1）埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則（案）
- （資料 2）埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会細則（案）
- （資料 3）埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会組織図（案）
- （資料 4）埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則 改正（案） 現行改正対比表

2. 改正方針

2-1 現在の本会組織構成の反映

本会の組織構成について、実効性のある組織体制となるように見直した、現在の本会の組織構成に則した記述に改める。

2-2 現在の本会活動内容の反映

従来から記載のある活動内容について、現在の活動内容に則した記述に改める。また、すでに行っていない活動に関する記述は、削除する。

3. 改正（案）概要

3-1 全般

- （1）附則および細則の各項を会則と同様に「第〇条」に改める。
- （2）「公用文の書き方」等を参考にし、文体および書き方を統一する。

- (3) 年号を西暦に統一する。ただし、必要な場合には和暦との併記を行う。

3-2 事業活動に関する条項（会則第4条および第10条、細則第1条および第5条）

- (1) 会報誌発行と会員名簿の維持管理を分離し、独立した項に再編する（会則第4条1号および2号）。
- (2) 「本校生徒の行う課外活動への支援」を事業に追加する（会則第4条5号）。
- (3) 政治活動および宗教活動の禁止を明記する（会則第4条7号）。なお、2013年3月16日の理事会にてマルチ商法の禁止も明記した方が良いとの意見が出されたが、以下の理由から事業活動の項目には記載しないこととする。
 - ・マルチ商法を禁止する意図は、会員名簿を悪用して会員に商品を斡旋することを防止するためであり、会員名簿の利用に対する制限として記載すべき内容だが、既に名簿の利用について、そのような用途に利用できないように明文化されている（資料4、6/11頁参照）。
 - ・マルチ商法やねずみ講などの用語は流行語であり、明記するには「商業活動」等に置き換えることが適切だが、「商業活動」を事業活動として禁止すると、現在、同窓会ウェブサイトに掲載している卒業生の広告などが抵触する可能性がある。
 - ・マルチ商法は詐欺行為であり、広義での犯罪行為に該当する。一般常識として犯罪行為に加担しないことは当然であり、明記する必要性がない。
- (4) 専門委員会の設置を明記する（会則第10条）。
- (5) 名簿発行を削除し、維持および管理のみとする（細則第1条）。
- (6) 専門委員会に、現在、本会で活動している常設の委員会および総会の承認を得た委員会を追加する（細則第5条）。

3-3 役員に関する条項（会則第6条～第9条、細則第6条）

- (1) 常任理事を専門委員長へ改称し、その定数は専門委員会ごとに1名とする（会則第6条3号）。
- (2) 理事の定数は、年次理事制度で想定する人数とする（会則第6条4号）。ただし、現在は、欠員のある年次が存在する。
- (3) 「監事」と「幹事」が、音読（おんどく）した際に区別が付かないため、幹事を会計へ改称する（会則第6条6号）。
- (4) 専門委員長（現：常任理事）の任務から「予算案および決算の作成」を削除する（会則第7条3号）。なお、決算および予算の作成については、会長、副会長および会計を含めた四役会（現：常任理事会）の議決事項として明記する（会則第21条3号）。
- (5) 理事の任務から「会員の連絡を密にし、意志の疎通を図る」ことを削除する（会則第7条4号）。
- (6) 会計の任務から「庶務」および「その他の会務の処理および各事業部の担当」を削除する（会則第7条6号）。
- (7) 会長、副会長、監事、会計の承認を理事会から総会へ改める（会則第8条1号）。
- (8) 専門委員長（現：常任理事）の選出を理事会から各専門委員会へ改め、総会の承認を得

ることとする（会則第 8 条 2 号）。

- (9) 理事の就任は総会の承認を得ることとする（会則第 8 条 3 号）。
- (10) 会計（現：幹事）について、同窓会発足当初は職員に委託していたが、現在は正会員が担うことができるため削除する（旧：会則第 8 条 4 号）。
- (11) 期中で役員に欠員が生じた時の取扱いを明記する（会則第 9 条 2 項および 3 項）。
- (12) ホームルーム選出理事を廃止し、ホームルーム代表者という役員とは異なる役割を追加する。理事は、卒業時にホームルーム代表者の中から若干名を選出し、卒業後に選出する場合の手続きを定める（細則第 5 条）。

3-4 会議運営に関する条項（会則第 12 条～第 22 条）

- (1) 臨時総会についても定期総会と同様に全正会員で組織するため、定期総会および臨時総会を含めて総会として定義する（会則第 13 条 1 号）。
- (2) 常任理事を専門委員長へ改称したため、会長、副会長、会計（現：幹事）を含めた会議を四役会として定義する（会則第 14 条 1 項）。
- (3) 四役会の成立要件を明記する（会則第 14 条 2 項）。
- (4) 総会および理事会については、会議を開く日の 1 か月以上前に開催通知を出すことを招集手続に定める（会則第 16 条 2 項）。
- (5) 会則第 21 条として独立して記載していた会則改正の議決要件を、議決事項としてまとめる（会則第 18 条 2 項）。
- (6) 総会の議決事項として、新たな細則の作成および既存の細則の廃止を追加し、細則第 8 条に記載していた事業に関する細則の改正および経費に関する細則の改正を移動してまとめて記載する（会則第 19 条 5 号）。
- (7) 理事会の議決事項を明記する（会則第 20 条）。
- (8) 四役会の議決事項を明記する（会則第 21 条）。
- (9) 議事録の作成、保管および閲覧ルールを明記する（会則第 22 条）。

3-5 経費に関する条項（会則第 23 条、細則第 4 条および第 7 条～第 9 条）

- (1) 「収入」は会費等でまかなうことを明記する（会則第 23 条 1 項および細則第 7 条）。
- (2) 「支出」についても明記する（会則第 23 条 2 項）。
- (3) 本校生徒の行う課外活動の支援費用の額を明記する（細則第 4 条）。
- (4) 同窓会の運営に必要な会合や作業の会場として、やむを得ず飲食店を利用する場合の会議費用の上限額を、内規に合わせて出席者 1 名あたり 1,500 円を上限とすることを明記する（細則第 8 条）。
- (5) 現在、「餞別」の贈答は実施していないため、関連する記述を削除する（旧：細則第 7 条 2 号）。

3-6 その他必要な規定として追加した条項（会則第 11 条、細則第 2 条および第 3 条）

- (1) 専門委員の選出方法を明記する（会則第 11 条）。

- (2) 名簿の登録情報の取扱いについて、本会ウェブサイトの同窓会名簿登録変更申請「登録情報の扱いについて〈詳細はこちら〉」に掲載されている内容から必要な部分を取り込む（細則第2条）。
- (3) 名簿の利用目的について、2009年総会資料に掲載された「個人情報保護規定」より、必要な内容を取り込む（細則第3条）。

4. 今後の課題

会則改正検討委員会は、この会則および細則の改正（案）が2013年度の定期総会で承認を得ることでその職務を全うし、解散することとするが、今回の改正（案）に反映しなかった課題として、以下の4点が挙げられる。

4-1 継続送付会費の取扱い（細則第1条および第7条）

同窓会報の継続送付については、入会后10年を経過した後の希望者にのみ有償で送付することとしたが、伊奈学園総合高等学校の創立30周年のイベントの告知を兼ねて、卒業生全員に同窓会報を配付することを目的として、一旦、継続送付の扱いを取りやめている。

今後、同窓会報の発行回数および継続送付の扱いについての方針が決まり次第、その内容を受けて改正する必要がある。

4-2 年次理事組織補助金制度の取扱い（内規）

現在内規となっている年次理事組織補助金制度は、年次活動推進委員会で廃止も視野に入れた検討中となっている。今後、補助金制度の扱いについての方針が決まり次第、必要に応じて改正する必要がある。

4-3 会則及び細則以外に存在する規定の取扱い

本会ウェブサイトの更新ルールや、会報誌編集委員の報酬の額など実務上定められた内規が存在している。このような本会の各種活動において使用されている規定を整理し、必要に応じて会則または細則にその内容を追加する必要がある。

4-4 本会活動に必要な規定の作成

経理規定や監査規定など、将来的に本会活動を維持および継続するために明文化すべき規定内容を整備する必要がある。その内容に応じて、会則または細則へ条項の追加、あるいは別規定として改正または整備が必要となる。

以 上

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則（案）

（名称）

第 1 条 本会は、埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会と称する。

（事務局）

第 2 条 本会は事務局を埼玉県立伊奈学園総合高等学校（以下「本校」という。）内に置く。

（目的）

第 3 条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、本校の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。なお、細部については細則に定める。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員名簿の維持および管理
- (3) 本会のウェブサイトの維持および管理
- (4) 本校の行う諸行事への参加および後援
- (5) 本校生徒の行う課外活動への支援
- (6) 親睦会の開催
- (7) その他、本会の目的に副う事業。なお、政治活動および宗教活動は行わない。

（会員）

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本校の卒業生
- (2) 特別会員 本校の現旧教員および職員

（役員）

第 6 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専門委員長 専門委員会ごとに 1 名
- (4) 理事 卒業年次ごとに若干名
- (5) 監事 2 名
- (6) 会計 1 名
- (7) 顧問 若干名

（役員の仕事）

第 7 条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
- (3) 専門委員長は、各種事業の企画運営に当たる。

- (4) 理事は、総会で議決する議案の審議を行う。
- (5) 監事は、年度末において、経理と議事録および備品を監査し、その結果を総会において報告する。
- (6) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営について、必要な助言を与える。

(役員を選出)

第 8 条 本会の役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事および会計は、四役会において正会員の中から選出し、理事会および総会の承認を得る。
- (2) 専門委員長は、それを構成する委員の中から各専門委員会で互選し、理事会および総会の承認を得る。
- (3) 理事は正会員の中から選出し、理事会および総会の承認を得る。
- (4) 顧問は、本校校長を推すほか、本会に特に功績があった者の中から四役会の推薦に基づいて会長が委嘱する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 1 か年とし、再任を妨げない。

- 2. 副会長、監事および会計に欠員が生じたときは、四役会で補充できるものとし、その役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 前項にかかわらず、理事に欠員が生じたときは、理事会で補充できるものとする。

(専門委員会の設置)

第 10 条 第 4 条に規定された事業を行うために、専門委員会を置く。細部については細則に定める。

(専門委員)

第 11 条 専門委員は正会員の中から選出し、所属する専門委員会の任務を行う。

(会議の種類)

第 12 条 本会の会議は、総会、四役会および理事会とする。

(総会)

第 13 条 総会は次のとおりとする。

- (1) 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- (2) 総会は、全正会員をもって組織する。
- (3) 定期総会は、毎年 1 回開くことを原則とする。
- (4) 臨時総会は、必要に応じ、四役会の決議に基づき行う。

(四役会)

第 14 条 四役会は、会長、副会長、専門委員長および会計をもって組織する。

- 2. 四役会は、これを組織する役員 3 分の 2 以上の出席を要する。

(理事会)

第 15 条 理事会は、会長、副会長、専門委員長、会計および理事をもって組織する。

(招集手続)

第 16 条 会議はすべて会長が招集する。

2. 会議を招集するには、少なくとも会議を開く日の 1 か月前までに、日時、場所および内容を示して、これを組織する会員に通知する。
3. 第 2 項にかかわらず、四役会は随時招集することができる。

(議長)

第 17 条 各会議の議長は、会議に出席した会員の中から選出する。

(議決)

第 18 条 本会の各会議の議決は、これを組織する出席者の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数のときは議長がこれを決定する。

2. 前項にかかわらず、会則の改正は、総会出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決する。

(総会の議決事項)

第 19 条 次の事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 役員承認
- (2) 事業報告および事業計画
- (3) 決算および予算
- (4) 会則の改正
- (5) 細則の制定および廃止、ならびに第 4 条に定める事業に関する細則の改正および第 23 条に定める経費に関する細則の改正
- (6) 四役会に委任する事項
- (7) その他、本会の事業に関する重要事項

(理事会の議決事項)

第 20 条 理事会は、四役会の作成した議決内容および総会提出議案を審議し、議決する。

(四役会の議決事項)

第 21 条 四役会は、理事会に提出する次の議案を作成する。

- (1) 会長、副会長、監事および会計の選出
- (2) 事業報告および事業計画
- (3) 決算および予算
- (4) 会則の改正
- (5) 細則の制定、廃止または改正
- (6) 総会によって委任された事項
- (7) その他、本会の事業に関する事項

(議事録の作成、保管および閲覧)

第 22 条 各会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 会長は、議事録を保管し、会員にこれを閲覧させなければならない。

(経費)

第 23 条 本会の収入は、会費、寄付金およびその他の収入でまかなう。会費の金額等については細則に定める。

2. 本会の支出は、運営費、事業費、その他の費用とする。支出の金額等については細則に定める。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(慶弔)

第 25 条 正会員の慶弔については細則に定める。

附則

(1987 年 4 月 1 日施行)

第 1 条 この会則は 1987 年 4 月 1 日より施行する。

第 2 条 本会会則の施行に必要な事項は別に定めることができる。

(1991 年 9 月 8 日改正)

第 3 条 本会則第 7 条および第 8 条の改正は 1991 年 9 月 8 日から施行する。

(1999 年 4 月 1 日改正)

第 4 条 本会則第 24 条の改正に伴い、本会における 1999 会計年度は、変則的に 1999 年 4 月 1 日より 2000 年 8 月 31 日までとする。ただし、1999 年 9 月の総会において、会長は 1999 年度会計の中間決算を提出し、承認を得なければならない。この修正会則は 1999 年 4 月 1 日から施行する。

(2013 年 9 月 8 日改正)

第 5 条 本会則の一部を改正し、2013 年 9 月 8 日から施行する。

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会細則（案）

（会報）

第 1 条 埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会（以下「本会」という。）会則第 4 条第 1 号に定める会報の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 発行回数は年間 1 回以上とする。
- (2) 会員 1 名につき、会報 1 部を送付する。

（名簿の登録情報）

第 2 条 本会会則第 4 条第 2 号に定める名簿の登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録する情報の扱いは、本会の個人情報保護規定による。なお、登録情報は本会の活動以外には用いない。
- (2) 登録する情報は、会員の氏名（卒業時の氏名を含む）、ホームルーム、メールアドレス、住所、電話番号、勤務先（進学先）、その他同窓会活動に関する情報とする。
- (3) 登録情報の変更は、正会員本人の申し出による。

（名簿の利用目的）

第 3 条 本会会則第 4 条第 2 号に定める名簿の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 会報の発送
- (2) クラス会、もしくは部活動等における会合の案内
- (3) 理事会等、本会が主催する会議および会合の案内
- (4) その他本会の目的において必要とされる場合

（支援費用の支出）

第 4 条 本会会則第 4 条第 5 号に定める支援費用は、次のとおりとする。

- (1) 本校生徒の行う課外活動を支援するため、他に支援が得られる場合を除き、必要に応じて本会会計より交通費、宿泊費、広告費、備品購入費等を支出することができる。
- (2) 1 団体につき 1 名あたり 5,000 円または 1 回あたり 50,000 円のうちいずれか低い額を目安とし、原則として 1 団体につき年間 10 万円を限度とする。
- (3) 四役会の決定により、支出を決める。

（理事の選出）

第 5 条 本会会則第 8 条第 3 号に定める理事の選出は、原則として次のとおりとする。

- (1) 卒業時の各ホームルームから代表者を若干名選出する（以下「ホームルーム代表者」という。）。なお、ホームルーム代表者は本会に届出ることにより交代することができる。
- (2) 前号のホームルーム代表者の互選により、卒業年次ごとに理事を若干名選出し、理事会の承認を得る。
- (3) 第 2 号にかかわらず、理事に立候補する者は理事会に報告して承認を得ることで選出される。

（専門委員会）

第 6 条 本会会則第 10 条に定める専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 会報誌編集委員会

- (2) 会員名簿維持管理委員会
- (3) ウェブサイト維持管理委員会
- (4) その他、総会の承認を得た事業を行う委員会

(会費)

第7条 本会会則第23条第1項に定める正会員の会費は、入会金5,000円とする。

(会議費用)

第8条 本会会則第23条第2項に定める運営費のうち、会議費として、次の各号について、必要に応じて本会会計より会場費、資料代等を支出する。なお、やむを得ず飲食店を会場として利用する場合の費用は、出席者1名あたり1,500円を上限とする。

- (1) 本会会則第12条に定める会議
- (2) 正副会長の会議および会合
- (3) 本会会則第10条に定める専門委員会の会議および会合
- (4) その他、同窓会の運営に必要な会合や作業で、会長が認めたもの

(慶弔)

第9条 本会会則第25条に定める正会員に対する慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 入会時に記念品を贈る。
- (2) その他、必要のある場合には四役会の決定により支出を決める。

(改正)

第10条 本細則は、総会の決定により改正することができる。

附則

(1988年9月11日改正)

第1条 本細則第7条第1号に定める入会金の額は、第3回(1989年3月)卒業生より3,000円とし、他の条項は1988年4月1日に遡及して適用する。

(1990年9月9日改正)

第2条 本細則第7条第1号に定める入会金の額は、第5回(1991年3月)卒業生より4,000円とし、1990年9月9日から施行する。

(1993年9月5日改正)

第3条 本細則第7条第1号に定める入会金の額は、第8回(1994年3月)卒業生より5,000円とし、1993年9月5日から施行する。

(2013年9月8日改正)

第2条 本会会則の改正に伴い、本細則を全面改正し、2013年9月8日から施行する。

資料 3

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会組織図

```

graph TD
    S[総会] --- R[顧問  
(若干名)]
    S --- B[監事  
(2名)]
    S --- L(( ))
    subgraph R1 [理事会]
        L --- C[会長  
(1名)]
        C --- A[会計  
(1名)]
        C --- V[副会長  
(若干名)]
        V --- S1[専門委員長  
(専門委員会ごとに1名)]
    end
    S1 --- L2[理事  
(卒業年次ごとに若干名)]
    L2 --- L3[ホームルーム代表者  
(ホームルームごとに若干名)]
  
```

総会
 顧問 (若干名)
 監事 (2名)
 理事会
 四役会
 会長 (1名)
 会計 (1名)
 副会長 (若干名)
 専門委員長 (専門委員会ごとに1名)
 理事 (卒業年次ごとに若干名)
 ホームルーム代表者 (ホームルームごとに若干名)

会則改正検討委員会 (資料 3) 埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会組織図

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則 改正（案） 現行改正対比表

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則</p> <p>（名称） 第1条 本会は、埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会と称する。</p> <p>（事務局） 第2条 本会は事務局を埼玉県立伊奈学園総合高等学校（以下「本校」という）内に置く。</p> <p>（目的） 第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、本校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>1. <u>会報</u>・<u>会員名簿</u>の発行</p> <p>2. <u>本校の行う諸行事への参加</u>、<u>後援</u></p> <p>3. <u>親睦会の開催</u></p> <p>4. <u>その他、本会の目的に副う事業</u></p> <p>（会員） 第5条 本会の会員は、次の<u>通り</u>とする。</p> <p>1. <u>正会員</u> 本校の卒業生</p> <p>2. <u>特別会員</u> 本校の現旧職員</p> <p>（役員） 第6条 本会には次の役員を置く。</p> <p>1. <u>会長</u> 1名</p> <p>2. <u>副会長</u> 若干名</p> <p>3. <u>常任理事</u> <u>若干名</u></p> <p>4. <u>理事</u> 若干名</p> <p>5. <u>監事</u> 2名</p> <p>6. <u>幹事</u> <u>若干名</u></p>	<p>埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会会則 <u>（案）</u></p> <p>（名称） 第1条 本会は、埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会と称する。</p> <p>（事務局） 第2条 本会は事務局を埼玉県立伊奈学園総合高等学校（以下「本校」という）内に置く。</p> <p>（目的） 第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、本校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。<u>なお、細部については細則に定める。</u></p> <p><u>(1)会報の発行</u></p> <p><u>(2)会員名簿の維持および管理</u></p> <p><u>(3)本会のウェブサイトの維持および管理</u></p> <p><u>(4)本校の行う諸行事への参加および後援</u></p> <p><u>(5)本校生徒の行う課外活動への支援</u></p> <p><u>(6)親睦会の開催</u></p> <p><u>(7)その他、本会の目的に副う事業。なお、政治活動および宗教活動は行わない。</u></p> <p>（会員） 第5条 本会の会員は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p><u>(1)正会員</u> 本校の卒業生</p> <p><u>(2)特別会員</u> 本校の現旧<u>教員および職員</u></p> <p>（役員） 第6条 本会には次の役員を置く。</p> <p><u>(1)会長</u> 1名</p> <p><u>(2)副会長</u> 若干名</p> <p><u>(3)専門委員長</u> <u>専門委員会ごとに1名</u></p> <p><u>(4)理事</u> <u>卒業年次ごとに若干名</u></p> <p><u>(5)監事</u> 2名</p> <p><u>(6)会計</u> <u>1名</u></p>	<p>・句読点を追加する。</p> <p>・事業の細部については細則に定める旨を明記する。</p> <p>・表記を統一する（(号のカッコ書き、または、および、とおり、中点の廃止）以下、同様とする。）。</p> <p>・生徒の部活動支援について明記する。</p> <p>・政治・宗教活動の禁止を明記する。</p> <p>・特別会員に教員を含む旨を明記する。</p> <p>・実態に合わせて役職名を変更する。</p> <p>・理事は、全体では「若干」とはいえない人数となるため、表現を改める。</p>

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>7.顧問 若干名</p> <p>（役員の任務） 第7条 役員は次の通りとする。</p> <p>1.会長 本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2.副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。</p> <p>3.常任理事 予算案及び決算の作成、並びに各種事業の企画運営に当たる。</p> <p>4.理事 (1) 常任理事会において作成された予算案及び決算の審議、並びに各種事業の運営に当たる。 (2) 会員の連絡を密にし、意志の疎通を図る。</p> <p>5.監事 (1) 年度末において、経理と議事録及び備品を監査する。 (2) 監査の結果を総会において報告する。</p> <p>6.幹事 庶務・会計・その他の会務を処理及び、各事業部の担当を行う。</p> <p>7.顧問 会長の諮問に応え、本会の運営について、必要な助言を与える。</p> <p>（役員の選出） 第8条 役員は次の通りとする。</p> <p>1.会長・副会長及び監事は、常任理事会において正会員の中から選出し、理事会の承認を得る。</p> <p>2.常任理事は、理事の中から理事会で互選する。 選出方法の細部については細則に定める。</p> <p>3.理事は正会員の中より選出する。 選出方法は細則に定める。</p> <p>4.幹事は、正会員及び、本校職員の中から会長が委嘱する。</p> <p>5.顧問は、本校校長を推すほか、本会に特に功績があった者の中から常任理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する。</p> <p>（役員の任期） 第9条 役員は1か年とし、再任を妨げない。</p>	<p>(7)顧問 若干名</p> <p>（役員の任務） 第7条 本会の役員は次のとおりとする。</p> <p>(1)会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。</p> <p>(3)専門委員長は、各種事業の企画運営に当たる。</p> <p>(4)理事は、総会で議決する議案の審議を行う。</p> <p>(5)監事は、年度末において、経理と議事録および備品を監査し、その結果を総会において報告する。</p> <p>(6)会計は、本会の会計業務を行う。</p> <p>(7)顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営について、必要な助言を与える。</p> <p>（役員の選出） 第8条 本会の役員は次のとおりとする。</p> <p>(1)会長、副会長、監事および会計は、四役会において正会員の中から選出し、理事会および総会の承認を得る。</p> <p>(2)専門委員長は、それを構成する委員の中から各専門委員会で互選し、理事会および総会の承認を得る。</p> <p>(3)理事は正会員の中から選出し、理事会および総会の承認を得る。</p> <p>(4)顧問は、本校校長を推すほか、本会に特に功績があった者の中から四役会の推薦に基づいて会長が委嘱する。</p> <p>（役員の任期） 第9条 役員は1か年とし、再任を妨げない。</p> <p>2.副会長、監事および会計に欠員が生じたときは、四役会で補充できるものとし、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3.前項にかかわらず、理事に欠員が生じたときは、理事会で補充できるものとする。</p> <p>（専門委員会の設置） 第10条 第4条に規定された事業を行うために、専門委員会を置く。細部については細則に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役職名を改め、定数を明記する。 ・本会の規則であることを明記する（以下、同様とする。）。 ・表記を改める。 ・第6条の役職名変更に伴い、変更する（以下、同様とする。）。 ・理事の任務から各種事業の運営および会員の連絡を削除し、議案の審議を追加する。 ・会計の任務から会計業務以外の内容を削除する。 ・定期総会の議決事項に合わせ、総会の承認を得ることを明記する。 ・専門委員長は各委員会で互選し、総会の承認を得ることを定める。 ・理事は総会の承認を得ることを明記する。 ・会計は四役会で選出するため、削除する。 ・欠員の補充について明記する。 ・理事の欠員については理事会で補充する。 ・専門委員会の設置を会則に明記し、具体内容は細則に定める。

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>(会議の種類) 第10条 会議は、<u>定期総会・臨時総会・常任理事会・理事会</u>とする。</p> <p>(招集) 第11条 <u>会議はすべて会長が招集する。</u></p> <p>(定期総会) 第12条 <u>定期総会</u>は次の通りとする。</p> <p>1. <u>定期総会</u>は、全会員をもって組織し、毎年1回開くことを原則とする。</p> <p>2. <u>総会</u>は次のことを審議し、議決する。</p> <p>(1) 役員承認 (2) 事業報告及び事業計画に関すること (3) 予算及び決算に関すること (4) 会則改正に関すること (5) 常任理事会に委任する事項 (6) その他、本会の目的に関する重要事項</p> <p>(臨時総会) 第13条 <u>臨時総会</u>は、必要に応じ、<u>常任理事会</u>の決議に基づき行う。</p> <p>(常任理事会) 第14条 <u>常任理事会</u>は、会長・副会長・<u>常任理事・幹事</u>をもって組織する。</p> <p>(理事会) 第15条 理事会は、会長・副会長・<u>常任理事・理事・幹事</u>をもって組織する。</p>	<p>(<u>専門委員</u>) 第11条 <u>専門委員</u>は正会員の中から選出し、<u>所属する専門委員会の任務を行う。</u></p> <p>(会議の種類) 第12条 <u>本会</u>の会議は、総会、<u>四代会</u>および理事会とする。</p> <p>(総会) 第13条 総会は次のとおりとする。 (1) <u>総会</u>は、<u>定期総会</u>および<u>臨時総会</u>とする。 (2) 総会は、全<u>正</u>会員をもって組織する。 (3) <u>定期総会</u>は、毎年1回開くことを原則とする。</p> <p>(4) <u>臨時総会</u>は、必要に応じ、<u>四代会</u>の決議に基づき行う。</p> <p>(<u>四代会</u>) 第14条 <u>四代会</u>は、会長、副会長、<u>専門委員長</u>および<u>会計</u>をもって組織する。 2. <u>四代会</u>は、これを組織する役員の3分の2以上の出席を要する。</p> <p>(理事会) 第15条 理事会は、会長、副会長、<u>専門委員長</u>、<u>会計</u>および理事をもって組織する。</p> <p>(招集<u>手続</u>) 第16条 会議はすべて会長が招集する。 2. <u>会議を招集するには、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、日時、場所および内容を示して、これを組織する会員に通知する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任務・選出方法および任務の範囲を定める。 招集手続は第16条に移動する。 臨時総会を含め、総会は正会員で組織されることを明記する。 総会の議決事項は第19条に移動する。 臨時総会を総会の定義に含める。 四代会の成立要件を明記する。 会議招集の通知期限及び通知に記載する内容を明記する。

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>(議長) 第 16 条 議長は会議に出席した会員の中より選出する。</p> <p>(議決) 第 17 条 本会の各会議の議決は、<u>会則改正を除き</u>、出席者の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。</p>	<p><u>3. 第 2 項にかかわらず、四役会は随時招集することができる。</u></p> <p>(議長) 第 17 条 <u>各会議の議長は、</u>会議に出席した会員の中<u>から</u>選出する。</p> <p>(議決) 第 18 条 本会の各会議の議決は、<u>これを組織する</u>出席者の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の<u>ときは</u>議長がこれを決定する。 <u>2. 前項にかかわらず、会則の改正は、</u>総会出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって<u>議決する。</u></p> <p><u>(総会の議決事項)</u> 第 19 条 <u>次の事項については、総会の議決を経なければならない。</u></p> <p>(1) 役員承認 (2) 事業報告および事業計画 (3) 決算および予算 (4) 会則改正 (5) 細則の制定および廃止、ならびに第 4 条に定める事業に関する細則の改正および第 23 条に定める経費に関する細則の改正 (6) 四役会に委任する事項 (7) その他、本会の事業に関する重要事項</p> <p><u>(理事会の議決事項)</u> 第 20 条 <u>理事会は、四役会の作成した議決内容および総会提出議案を審議し、議決する。</u></p> <p><u>(四役会の議決事項)</u> 第 21 条 <u>四役会は、理事会に提出する次の議案を作成する。</u></p> <p>(1) 会長、副会長、監事および会計の選出 (2) 事業報告および事業計画 (3) 決算および予算 (4) 会則改正 (5) 細則の制定、廃止または改正 (6) 総会によって委任された事項 (7) その他、本会の事業に関する事項</p> <p><u>(議事録の作成、保管および閲覧)</u> 第 22 条 <u>各会議の議事については、議事録を作成しなければならない。</u> <u>2. 会長は、議事録を保管し、会員にこれを閲覧させなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四役会は随時招集できることとする。 ・他の項目に合わせて修正する。 ・議決権を持つ者は、会議を組織する出席者に限定する。 ・会則の改正に対する議決方法を「議決」に移動する。 ・総会の議決事項を独立して記載する。 ・他の項目に合わせて「に関すること」を削除する（以下、同様とする。）。 ・細則の制定および廃止の手続きを明記するとともに、細則第 8 条の総会の議決事項の内容を会則に移動する。 ・理事会の議決事項を明記する。 ・四役会の議決事項を明記する。 ・議事録の作成・保管・閲覧ルールを明記する。

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>(経費) 第 18 条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入でまかなう。会費の金額等については細則に定める。</p> <p>(会計年度) 第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(慶弔) 第 20 条 正会員及び現職員の慶弔については細則に定める。</p> <p><u>(会則改正)</u> 第 21 条 会則改正は常任理事会の発議により、総会出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって行うことができる。</p> <p><u>(付則)</u></p> <p>1. この会則は昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。 2. 本会会則の施行に必要な事項は別に定めることができる。</p> <p>3. 7 条、8 条改正 平成 3 (1991) 年 9 月 8 日</p> <p>4. 本会則第 19 条の改正に伴い、本会における 1999 会計年度は、変則的に 1999 年 4 月 1 日より 2000 年 8 月 31 日までとする。ただし、1999 年 9 月の総会において、会長は 1999 年度会計の中間決算を提出し、承認を得なければならない。この修正会則は 1999 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(経費) 第 23 条 本会の収入は、会費、寄付金およびその他の収入でまかなう。会費の金額等については細則に定める。 <u>2. 本会の支出は、運営費、事業費、その他の費用とする。支出の金額等については細則に定める。</u></p> <p>(会計年度) 第 24 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(慶弔) 第 25 条 正会員の慶弔については細則に定める。</p> <p>附則 <u>(1987 年 4 月 1 日施行)</u> 第 1 条 この会則は 1987 年 4 月 1 日より施行する。 第 2 条 本会会則の施行に必要な事項は別に定めることができる。</p> <p><u>(1991 年 9 月 8 日改正)</u> 第 3 条 本会則第 7 条および第 8 条の改正は 1991 年 9 月 8 日から施行する。</p> <p><u>(1999 年 4 月 1 日改正)</u> 第 4 条 本会則第 24 条の改正に伴い、本会における 1999 会計年度は、変則的に 1999 年 4 月 1 日より 2000 年 8 月 31 日までとする。ただし、1999 年 9 月の総会において、会長は 1999 年度会計の中間決算を提出し、承認を得なければならない。この修正会則は 1999 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(2013 年 9 月 8 日改正)</u> 第 5 条 本会則の一部を改正し、2013 年 9 月 8 日から施行する。</p>	<p>・支出についても経費に明記する。</p> <p>・職員の慶弔に関する規定を削除する。</p> <p>・会則の改正に対する議決方法は第 18 条に移動する。</p> <p>・付則を附則に改め、条文の名称を付記する（以下、同様とする。）。</p> <p>・西暦に改める（以下、同様とする。）。</p> <p>・表現を改める。</p> <p>・施行日は次回総会開催日とする。</p>

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会細則 改正（案） 現行改正対比表

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会細則</p> <p><u>(活動)</u></p> <p>1. 埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会（以下「本会」という）は、本会会則第4条に<u>従い、次の事業を行う。</u></p> <p>(1) 年間 <u>2回、同窓会報を発行する。</u></p> <p><u>(2) 5年毎に「会員名簿」を編纂し、発行する。</u></p> <p>(内規：名簿登録情報の扱い（同窓会名簿登録変更申請「登録情報の扱いについて（詳細はこちら）」に掲載） 情報の取り扱い <u>情報の電子化が進むにつれ、団体の名簿情報の取り扱いにはさらなる慎重さが求められています。</u> <u>同窓会としては、同窓生の個人情報同窓会本来の目的とは違った使われ方をすることを望みません。</u> <u>同窓会で登録する個人情報、同窓会活動以外には用いられません。</u></p> <p><u>現時点では同窓生名簿の発行も行わない考えです（総会未承認）。</u></p> <p><u>【通常の扱い】</u> <u>同窓会の名簿に登録されます。同窓会活動（クラス会の呼びかけ等）に利用されます。</u></p> <p><u>【非公開扱い】</u> <u>同窓会名簿に登録された情報は、HRと名前以外の情報は非公開となります。</u> <u>連絡先の問い合わせを受けても同窓会としては返答いたしません。</u> <u>今後、HR単位で名簿を整備し、希望者には所属HRのものに限って配布する考えがありますが（総会未承認）、その際はHR（学籍番号）と名前のみ記載し、その他の欄は空欄となります。</u> <u>ただし、同窓会からの連絡は届きます。</u></p> <p><u>登録される情報</u> <u>同窓会では、同窓生の氏名、HR、メールアドレス、住所、電話番号、勤務先（進学先）に登録しています。</u></p> <p><u>【氏名】</u> <u>伊奈学園卒業時の氏名を登録しています。郵便物の宛名等に用います。なお、変更後も卒業時の氏名は本人確認等のために旧名として登録し</u></p>	<p>埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会細則 <u>(案)</u></p> <p><u>(会報)</u></p> <p><u>第1条 埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会（以下「本会」という。）会則第4条第1号に定める会報の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 発行回数は年間1回以上とする。</u></p> <p><u>(2) 会員1名につき、会報1部を送付する。</u></p> <p><u>(名簿の登録情報)</u></p> <p><u>第2条 本会会則第4条第2号に定める名簿の登録情報は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 登録する情報の扱いは、本会の個人情報保護規定による。なお、登録情報は本会の活動以外には用いない。</u></p> <p><u>(2) 登録する情報は、会員の氏名（卒業時の氏名を含む）、ホームルーム、メールアドレス、住所、電話番号、勤務先（進学先）、その他同窓会活動に関する情報とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会則の定めに合わせて記載する（以下、同様とする。）。 ・条文形式に改める（以下、同様とする。）。 ・送付期間と部数を明記する。 ・実態に合わせて名簿の発行を削除する。 ・同窓会ウェブサイトに掲載されている取扱いを細則に明記する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本改正で名簿の発行を削除することから、同窓会ウェブサイトに掲載されている「総会未承認」の文言を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便物の宛名には卒業時ではなく、現氏名を用いているのではない

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p>ます。</p> <p><u>【HR】</u> <u>具体的には学籍番号を登録しており、学籍番号の上4桁をHRとして扱っています。</u> <u>(例)1984年入学、1C所属の場合、HRは「841C」となります。</u></p> <p><u>【メールアドレス】</u> <u>同窓会からの連絡をいたします。</u></p> <p><u>【住所】</u> <u>伊奈学園卒業時の住所を登録しています。同窓会からの郵便物の送付先となります。</u></p> <p><u>【電話番号】</u> <u>同窓会からの連絡をいたします。</u></p> <p><u>【勤務先（進学先）】</u> <u>在校生への情報提供や、同窓生の活躍を会誌などで紹介したいと思います。</u></p> <p>その他 <u>住所、電話番号、勤務先（進学先）が空白の場合、情報は旧情報のまま据え置かれます。</u></p> <p>(暫定版：個人情報保護規定（2009年総会資料より）) 第5条 本会は、<u>個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を以下の通り定めるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1.同窓会報誌の発送。</u> <u>2.クラス会、もしくは部活動等における会員からの要請に対して該当個人へ向けて情報を提供する。</u> <u>3.理事会等、同窓会が主催する会合の案内。</u> <u>4.その他本会の趣旨において必要とされる場合。</u> <p>(<u>常任理事及び</u>理事の選出)</p>	<p><u>(3)登録情報の変更は、正会員本人の申し出による。</u></p> <p><u>(名簿の利用目的)</u> 第3条 本会会則第4条第2号に定める名簿の利用目的は、<u>次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1)会報の発送</u> <u>(2)クラス会、もしくは部活動等における会合の案内</u> <u>(3)理事会等、本会が主催する会議および会合の案内</u> <u>(4)その他本会の目的において必要とされる場合</u> <p><u>(支援費用の支出)</u> 第4条 本会会則第4条第5号に定める支援費用は、<u>次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1)本校生徒の行う課外活動を支援するため、他に支援が得られる場合を除き、必要に応じて本会会計より交通費、宿泊費、広告費、備品購入費等を支出することができる。</u> <u>(2)1団体につき1名あたり5,000円または1回あたり50,000円のうちいずれか低い額を目安とし、原則として1団体につき年間10万円を限度とする。</u> <u>(3)四役会の決定により、支出を決める。</u> <p>(理事の選出)</p>	<p>か。実態を確認し、必要に応じてウェブサイト掲載内容を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便物の送付先は現住所ではないか。実態を確認し、必要に応じてウェブサイト掲載内容を変更する。 ・個人情報保護規定第5条の内容を細則に明記する。 ・本校生徒の支援費用の支出内容を定める。 ・専門委員長の選出方法は会則第8

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p><u>3. 常任理事及び理事の選出は、原則として次の通りとする。</u></p> <p>(1) 卒業時の各ホームルームより<u>理事1名</u>を選出する。(以下「ホームルーム選出理事」という)。</p> <p>(2) ホームルーム選出理事の中より、各卒業年次毎に<u>常任理事を6名ずつ</u>選出する。<u>その際、常任理事が特定のハウスに偏らないように配慮する。</u></p> <p><u>(3) 会誌編集委員会の各委員を理事とし、委員長を常任理事とする。</u></p> <p><u>(4) 会員名簿編纂委員会の各委員を理事とし、委員長を常任理事とする。</u></p> <p>(内規：HR 理事交代ルール（2006年 inajin vol.22号に掲載） HP 理事交代ルールは以下のとおりとする。）</p> <p><u>(1) 旧 HR 理事が、新 HR 理事と交代する旨を理事会に報告して承認を得ること。</u></p> <p><u>(2) HR 理事が不明の場合は、同 HR 卒の同窓生の中から理事会が指名し、本人の承諾を得る事によって HR 理事代理を置く。(HR 理事代理は HR 理事と同等の権限を持ち、HR 理事が判明した場合はその任を解かれる)</u></p> <p>(委員会)</p> <p><u>2. 事業部内に、以下の委員会を設ける。</u></p> <p>(1) 会誌編集委員会 (2) 会員名簿編纂委員会</p> <p>(入会金)</p> <p><u>5. 正会員は入会金として卒業時に 5,000 円を納めることとし、本会は入会金を納入した会員に対して、以下のことを行う。</u></p> <p><u>(1) 名簿メンテナンス</u> <u>(2) 入会后 10 年間の「会報」の送付</u></p> <p>(終身会費)</p> <p><u>6. 正会員で入会金納入後 10 年を経過した後、同窓会報の送付を希望する会員は、終身会費を納めるものとする。終身会費は 10,000 円とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>4. 本会会則第 10 条に定める、定期総会・臨時総会・常任理事・理事会の</u></p>	<p><u>第 5 条 本会会則第 8 条第 3 号に定める理事の選出は、原則として次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 卒業時の各ホームルームから代表者を<u>若干名</u>選出する(以下「ホームルーム代表者」という)。<u>なお、ホームルーム代表者は本会に届出ることにより交代することができる。</u></p> <p>(2) <u>前号のホームルーム代表者の互選により、卒業年次ごとに理事を若干名選出し、理事会の承認を得る。</u></p> <p><u>(3) 第 2 号にかかわらず、理事に立候補する者は理事会に報告して承認を得ることで選出される。</u></p> <p>(専門委員会)</p> <p><u>第 6 条 本会会則第 10 条に定める専門委員会は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 会誌編集委員会 (2) 会員名簿維持管理委員会 <u>(3) ウェブサイト維持管理委員会</u> <u>(4) その他、総会の承認を得た事業を行う委員会</u></p> <p>(会費)</p> <p><u>第 7 条 本会会則第 23 条第 1 項に定める正会員の会費は、入会金 5,000 円とする。</u></p> <p>(会議費用)</p> <p><u>第 8 条 本会会則第 23 条第 2 項に定める運営費のうち、会議費として、次</u></p>	<p>条第 2 号に定めるため、削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会則の記載順に合わせて旧第 2 条と第 3 条を入れ替える。 ・実態に合わせて修正する。 <p>・委員会に関する選出規定を削除する。</p> <p>・2006年 inajin vol.22号に掲載された交代ルールを立候補によるものに変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会を細則に明記する。 ・表記を統一する（(次の、ただし)以下、同様とする。）。 ・専門委員会にウェブサイト維持管理委員会および総会の承認を得た事業を行う委員会を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・入会金を納入した会員に対して懇親会の企画等を行うため、名簿メンテナンスは削除する。 ・会報の送付期間を削除する。 ・終身会費規定を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議費用の規定である旨明記する。 ・対象とする会議を、列挙規定から

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p><u>外に、次の各会合を本会の主催する会議とし、必要に応じて本会会則より会場費、資料代、講師料、食事代等を支出するものとする。</u></p> <p>(1) 正副会長会議 (2) 会誌発行委員会 <u>(3) 名簿編纂委員会</u> (4) その他、同窓会の運営に必要な会合や作業で、会長<u>の</u>認めたもの。</p> <p>(慶弔) 7. 会員に対する慶弔は<u>以下のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>正会員に対しては、</u>入会時に記念品を贈る。 (2) <u>特別会員に対しては、本校に 1 年以上在職した常勤職員が転退職した場合に</u>餞別を贈る。 (3) <u>その他、必要のある場合には会長と幹事の協議</u>により支出を決める。 (4) <u>記念品、餞別等の詳細は別に定める。</u></p> <p>(改正) 8. 本細則は、<u>理事会の決定により改正することができる。但し、会費に関する条項及び組織に関する条項を改正する場合には、総会の承認を得ることとする。</u></p> <p><u>(附則)</u> 9. 本細則の<u>5、6 条は、</u>第 3 回（平成元年 3 月）卒業生より適用し、他の条項は<u>昭和 63 年 4 月 1 日</u>に遡及して適用する。</p>	<p>の各号について、必要に応じて本会会則より会場費、資料代等を支出する。<u>なお、やむを得ず飲食店を会場として利用する場合の費用は、出席者 1 名あたり 1,500 円を上限とする。</u></p> <p><u>(1) 本会会則第 12 条に定める会議</u> (2) 正副会長の会議および会合 (3) <u>本会会則第 10 条に定める専門委員会の会議および会合</u></p> <p>(4) その他、同窓会の運営に必要な会合や作業で、会長が認めたもの</p> <p>(慶弔) <u>第 9 条 本会会則第 25 条に定める正会員に対する慶弔は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 入会時に記念品を贈る。 <u>(2) その他、必要のある場合には四役会の決定</u>により支出を決める。</p> <p>(改正) <u>第 10 条</u> 本細則は、<u>総会の決定により改正することができる。</u></p> <p>附則 <u>(1988 年 9 月 11 日改正)</u> <u>第 1 条 本細則第 7 条第 1 号に定める入会金の額は、第 3 回（1989 年 3 月）卒業生より 3,000 円とし、他の条項は 1988 年 4 月 1 日に遡及して適用する。</u></p> <p><u>(1990 年 9 月 9 日改正)</u> <u>第 2 条 本細則第 7 条第 1 号に定める入会金の額は、第 5 回（1991 年 3 月）卒業生より 4,000 円とし、1990 年 9 月 9 日から施行する。</u></p> <p><u>(1993 年 9 月 5 日改正)</u> <u>第 3 条 本細則第 7 条第 1 号に定める入会金の額は、第 8 回（1994 年 3 月）卒業生より 5,000 円とし、1993 年 9 月 5 日から施行する。</u></p> <p><u>(2013 年 9 月 8 日改正)</u></p>	<p>会則に規定する会議とする包括規定に改め、1 号に定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の専門委員会を列挙するのではなく、会則に規定する専門委員会とする包括規定に改める。 ・慶弔の対象が正会員だけとなったため、削除する。 ・特別会員に対する慶弔規程を廃止する。 ・支出の決定は、四役会の決定による。 ・餞別の取扱いが無くなったため、削除する。 ・実態に合わせて修正する。ただし以降の条文は、会則第 19 条に移動する。 ・附則は項目内で連番を採るよう改める（以下、同様とする。）。 ・入会金の額の変遷が判るように改める。 ・西暦に改める（以下、同様とする。）。 ・1989 年以降の改定内容を追加する。

現行（ウェブサイト掲載版）	改正（案）	備考
<p><u>（内規：年次理事組織補助金の手引き）</u> <u>年次理事組織補助金の手引き</u></p> <p><u>補助金制度</u> <u>各年次、1年度あたり最大5万円まで支給します。支給対象、イベント前に執行部に対し指定の申請書にて申請し、承認を受けたイベントで10名以上参加があった場合1人あたり最大1千円を支給します。</u></p> <p><u>補助金利用の流れ</u> ①各年次理事代表1名、副代表2名を選出します。 ②登録用紙に必要事項を記入の上執行部年次理事担当に提出して下さい。 ③執行部にて名簿と照らし合わせ承認します。 <u>ここまでは初イベント前に行い以後は担当者が変わる場合にのみ行います。</u> ④イベントの企画、スタッフの募集開始 ⑤理事会に出席していただき、おおよその年間計画（例：8月に飲み会30人程度など）を提出して下さい。 ⑥イベント参加者募集期間に年次理事活動運営費補助金等交付申請書兼請求書におおよその参加者、内容など必要な項目を記入のうえ提出して下さい。 ⑦執行部にて確認、承認後会計より補助金を代表者口座に支出します、また提出の内容をHPに募集の告知として掲載します。 ⑧イベントの実施（参加者名簿、集合写真を用意して下さい） ⑨年次理事活動運営費補助金事業報告書を提出して下さい→HPに活動報告及び写真を掲載します。 ⑩イベント終了後の理事会に出席して活動報告をしてください。他の年次理事の承認を受けた後、年次理事活動運営費補助金等交付申請書兼請求書に署名捺印し、差金を清算します。 ⑪補助金に残がある場合は同年度間で補助金を利用できます。たくさんイベントを企画して下さい。</p> <p><u>尚理事会には必ず代表、副代表のだれか1名以上が出席するようお願いいたします。</u> <u>連絡なく欠席の場合は次回理事会への出席があるまで補助金の利用を停止します。</u> <u>申請書は別紙を参照して下さい。</u></p>	<p><u>第2条 本会会則の改正に伴い、本細則を全面改正し、2013年9月8日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日は次回総会開催日とする。 ・年次理事組織補助金制度は、現在、廃止も含めて検討中のため、細則に追加しない。

埼玉県立伊奈学園総合高等学校同窓会組織図 改正（案） 現行改正対比表

現行（ウェブサイト掲載の会則を元に作成）	改正（案）	備考
<p> 総会 理事会 常任理事会 </p> <p> 顧問 (若干名) </p> <p> 監事 (2名) </p> <p> 会長 (1名) </p> <p> 幹事 (1名) </p> <p> 副会長 (5名) </p> <p> 常任理事 </p> <p> 専門委員会の長 8名（会長または副会長との兼務を含む） （内訳） ・会計：1名（兼務） ・年次活動推進：1名（兼務） ・名簿維持管理：1名（兼務） ・HP維持管理：1名（兼務） ・会則改正検討：1名（専任） ・先輩と夢を語ろう：1名（兼務） ・HCP：（欠員） ・会報誌制作：1名（専任） ・いなじん交流推進：1名（専任） </p> <p> 年次代表 <u>27名（1名×27期）</u> </p> <p> （ホームルーム選出） 常任理事 <u>54名 or 135名</u> （3名×27期 or <u>6名×27期</u> <u>→27名（年次代表）</u>） </p> <p> ホームルーム選出理事 （HRごとに<u>1名</u>：<u>517名 or 436名</u>） （<u>598名</u>－81名 <u>or 162名</u>（<u>常任理事</u>）） （内訳） 1期：12名（2HR×6ハウス×1期） 2期：18名（3HR×6ハウス×1期） 3～19期：408名（4HR×6ハウス×17期） 20～27期：<u>160名</u>（4HR×5ハウス×8期） </p>	<p> 総会 </p> <p> 顧問 (若干名) </p> <p> 監事 (2名) </p> <p> 理事会 </p> <p> 四役会 </p> <p> 会長 (1名) </p> <p> 会計 (1名) </p> <p> 副会長 (若干名) </p> <p> 専門委員長 (専門委員会ごとに1名) </p> <p> 理事 (卒業年次ごとに若干名) <u>約81名（平均3名×27期）</u> </p> <p> ホームルーム代表者 （HRごとに若干名：<u>約677名</u>） （<u>約758名</u>－<u>約81名</u>（理事）） （内訳） 1期：12名（2HR×6ハウス×1期） 2期：18名（3HR×6ハウス×1期） 3～19期：408名（4HR×6ハウス×17期） 20～27期：<u>320名</u>（<u>2名</u>×4HR×5ハウス×8期） </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議決機関の範囲を明確にする。 ・顧問の位置づけを明確にする。 ・理事会及び四役会の範囲を明確にする。 ・会計の位置づけを明確にする。 ・常任理事から年次代表および（ホームルーム選出）常任理事を削除し、専門委員長とする。 ・年次代表、ホームルーム選出常任理事を統合し、理事とする（人数は目安としての参考値）。 ・ホームルーム選出理事をホームルーム代表者とする。現在、ホームルームから男女1名ずつを選出しているため、便宜上、20期以降は各2名とした。

伊奈学園創立30周年記念事業計画

今年伊奈学園は創立30周年を迎えます。

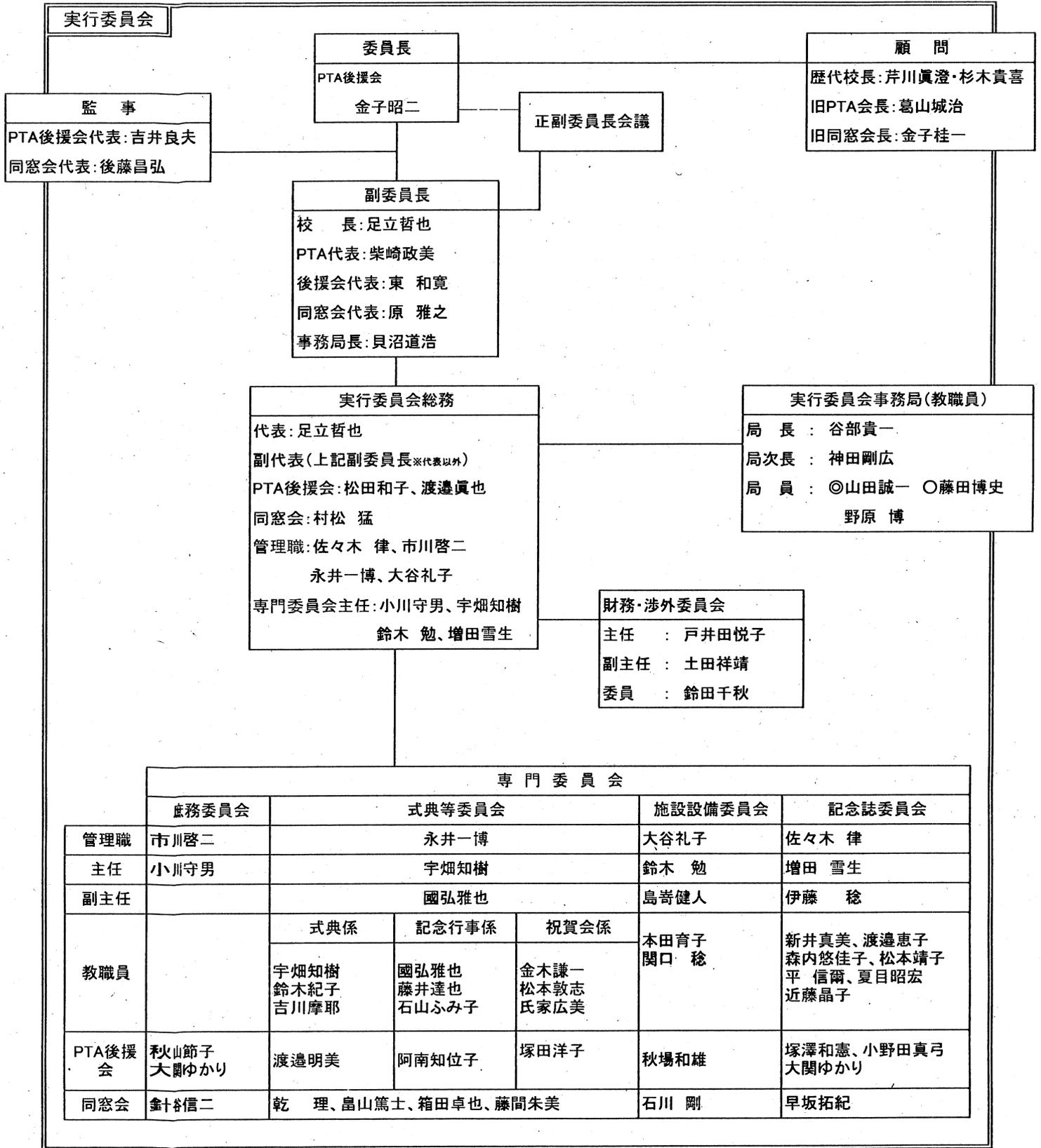
同窓会からも数名実行委員会に参加し、記念すべき周年行事が滞りなく執り行われるよう、PTA・後援会に足並みを揃え学校側に出来るだけ協力するかたちを取っております。

記念式典は2013年10月12日（土）大宮ソニックシティにて

別添、参考資料参照

内容についてさらに細かく知りたい場合は実行委員会資料の閲覧が出来るようにします。

埼玉県立伊奈学園総合高等学校
創立30周年記念事業実行委員会組織図(平成25年度)



埼玉県立伊奈学園総合高等学校 創立30周年記念事業予算書

収入の部

項目	予算額	摘要
1 支出金	16,000,000	
後援会から	10,000,000	
同窓会から	6,000,000	
2 雑収入	1,000	預金利子等
合計	16,001,000	

支出の部

項目	予算額	摘要
1 総務費	1,500,000	
通信費	134,000	案内状、返信用切手500件 記念誌400部
印刷製本費	710,000	次第3,500部 案内状・案内図、礼状500件 角2封筒4000枚 他
消耗品費	656,000	式典、講演、祝賀会看板 手提げ袋500枚・3000枚
2 式典費	4,500,000	
会場費	2,500,000	大宮ソニックシティ(大ホール・小ホール、映像中継含む)
記念品費	2,000,000	500円×4,000個
3 記念行事費	1,000,000	
講師謝金	500,000	東京理科大 藤嶋 昭 学長(300,000円)、村山氏謝金等
アトラクション	300,000	楽器運搬
雑費	200,000	
4 祝賀会費	1,000,000	
会場費	200,000	大宮ソニックシティ4F市民ホール
委託料	800,000	市民ホール指定業者
5 記念誌作成費	3,000,000	
編集制作費	2,800,000	編集料 記念誌制作5,000部
雑費	200,000	
6 施設整備費	4,500,000	
工事費	1,400,000	中央図書館拡張
備品購入費	2,800,000	図書館用書架等
雑費	300,000	
7 予備費	501,000	記念碑(300,000円)
合計	16,001,000	

記念式典関係

- (1) 場所 大宮ソニックシティ (大ホールおよび小ホール)
- (2) 日時 平成25年10月12日 (土)
- (3) 時程 10月11日 (金) 13:00~21:00 設営・リハーサル (リハーサルは18:00より)
- 10月12日 (土) 9:00~12:00 リハーサル
- 12:30 生徒点呼完了
- 12:45~13:00 予行・諸注意
- 13:00~14:00 記念式典
- 14:00~16:40 (記念講演) (アトラクション)
- 16:40~ 撤去 (18:00完了予定)
- 16:40~18:00 祝賀会 (市民ホール)

(4) 参加者数

大ホール (2, 495席)

◎来賓 250名

◎その他 高校教員 60名 (担任: 客席で生徒の指導、副担任: 受付などの業務)

生徒 2150名 (音楽部、吹奏楽部員は式典時もステージ上)

小ホール (492席)

PTA・後援会理事、同窓会理事、3名以上卒業生保護者

式次第 (10周年、20周年記念式典より)

- ・開式の言葉
- ・国歌斉唱
- ・校長式辞
- ・実行委員長挨拶
- ・埼玉県教育委員会のことば
- ・来賓祝辞
 - 埼玉県知事
 - 地域関係代表 (県議会議員)
 - 伊奈町町長
 - 高等学校校長代表 (県高校校長協会会長)
- ・来賓紹介、祝電披露
- ・保護者代表のことば
- ・校歌斉唱
- ・閉式の言葉

アトラクション（案）

- 14：00～15：30 記念講演
- 15：30～16：40 生徒によるアトラクション
- 16：40～ 撤去

・生徒によるアトラクション内容（20周年記念式典の例）

- 音楽部（15分）
- 吹奏楽部（15分）
- 邦楽部（15分）
- 応援チアリーディング部（15分）
- 音楽選択生徒による合唱（10分）

祝賀会関係

- ・大宮ソニックシティ4階市民ホール（350人収容可能）仮予約済み
→飲食関係はホールからの指定業者あり

記念行事関係

- ・記念講演を行う場合は、記念式典当日に
- ・その他は、現在各部で行っている招待試合、演奏会、展覧会に「30周年記念」の冠をつける

平成24年度 創立30周年記念事業実行委員会 スケジュール表

月	実行委員会	正副委員長会議	実行委員会総務	実行委員会事務局	財務・渉外委員会	庶務委員会	式典等委員会	施設設備委員会	記念誌委員会
平成24年4月				4/23(月) 第1回 報告・連絡・調整			内容の検討	4/17(火) 選考基準の確認 図書館拡張提案 決定	内容の検討
5月	5/22(火) 第1回実行委員会		5/16(水) 第1回 報告・協議	5/14(月) 第2回 報告・連絡・調整 5/31(木) 全職報告	予算書作成 通帳作成		内容の検討	中央図書館の拡 張計画のまとめ	内容の検討
6月				6/2(土) P・後総会報告			内容の検討		内容の検討
7月	7/20(金) 第2回実行委員会		7/10(火) 第2回 報告・協議	7/2(月) 第3回 報告・連絡・調整			内容の提案 実行委員会総務へ		内容の提案 実行委員会総務へ
8月						3人卒業生保護者 名簿の作成	内容の検討		内容の検討
9月			9/18(火) 第3回 報告・協議	9/3(月) 第4回 報告・連絡・調整	9/18(火) 口座の連絡		内容の検討 記念講演講師の提案		業者選定
10月				10/15(月) 第5回 報告・連絡・調整			内容の検討		内容の検討
11月			11/19(月) 第4回 報告・協議	11/5(月) 第6回 報告・連絡・調整 11/24(土) P・後理事会報告		旧職員名簿作成	内容の検討 記念講演講師の提案		原稿依頼 (11/19以降)
12月				12/13(木) 第7回 報告・連絡・調整			内容の検討		原稿集め取材
平成25年1月			1/23(水) 第5回 報告・協議	1/21(月) 第8回 報告・連絡・調整	外部団体等の連絡先・ 住所録の作成の準備		内容の詳細を提案		原稿集め取材
2月	2/5(火) 第3回実行委員会			2/15(金) 全職報告 2/23(土) P・後理事会報告	決算書作成 来賓名簿作成の準備				原稿集め取材
3月					案内状作成の準備				原稿集め取材 6月まで

必要なときに
適宜開催

2013年度予算計画(案)

自 2013年 4月 1日
(単位:円) 至 2014年 3月31日

科目	予算額	備考
I 収入の部		
会費・入会金収入	4,000,000	卒業生入会金 800人×5,000円
会報誌広告料収入	150,000	広告料30,000円×3件 15,000円×4件
その他収入	5,000	寄付金 預金利息等
会報誌継続購読料繰入収入	547,950	継続購読料残金 6,000円×89人+振込手数料
当期収入合計(A)	4,702,950	
II 支出の部		
1.運営費		
会議費	100,000	会場費、飲食費、案内送付費、他 (定期総会1回、理事会2回、四役会2回、各種委員会費)
庶務費	100,000	決算書作成費、振込手数料、残高証明書料、他
名簿維持管理費	10,000	名簿補正・維持管理費、他
ウェブサイト維持管理費	70,000	サーバ代、業務補佐謝礼、他
慶弔費	450,000	卒業時記念品、他
備品費	50,000	備品、他購入費
物品保管費	10,000	備品、他保管費
小計	790,000	
2.事業費		
会報誌制作費	740,000	会報誌1回/年・制作運営経費
会報誌等印刷費	633,000	会報誌1回/年・印刷費、未来へのはがき1,000部印刷費
会報誌通信費	1,450,000	会報誌1回/年(メール便約20,000部、封入・宛名印字・発送準備)
いなじん交流会事業費	90,000	年2回 会員のための交流会を開催
HCP事業費	50,000	会議費及びスタッフの参加費等
記念事業費	200,000	「先輩と夢を語ろう」講師謝礼、他
年次活動支援事業費	500,000	助成金50,000円×27期=1,350,000円×0.35、他
部活動支援事業費	300,000	全国大会出場部活への支援
伊奈学園活動支援当預金	0	30周年記念事業への寄付積立ては0円計上
会報誌継続購読返金(過年度分)	534,000	会報誌継続購読料返金 6,000円×89人
会報誌継続購読返金振込手数料	13,950	会報誌継続購読料返金 振込手数料
小計	4,510,950	
3.予備費	1,816,085	差額を計上
当期支出合計(B)	7,117,035	
当期収支差額(A)-(B)	▲ 2,414,085	
前期繰越収支差額	3,085,085	
次期繰越収支差額	671,000	

2013年度 伊奈学園同窓会会報誌「Inajin」編集予算(案)

2013.6.23

Inajin35号制作費(案)					
Inajin35号企画・制作概要:30周年誌と連動した記念号とする。					
2012年は会報誌製作費705,000円、会報誌等印刷費891,000円、会報誌通信費1,540,000円の予算に対し、実行が会報誌製作費516,600円、会報誌等印刷費540,750円、会報誌通信費1,444,165円であった。この金額と現在の体制を踏まえて見直しをした。					
制作委託費	数量	単位	単価	金額	備考
企画・編集委託費	1	式		100,000	
アートディレクション委託費	1	式		30,000	
取材・ライティング・校正委託費	16	頁	10,000	160,000	
デザイン・DTP委託費	16	頁	10,000	160,000	
DTPオペレート・入校データ管理委託費	1	式		30,000	
取材撮影委託費	6	回	15,000	90,000	
会議・進行管理委託費	1	式		30,000	
未来へのはがき製作委託費	1	式		30,000	会報誌とは別に卒業式前に配布します。
小計				630,000	
編集委員活動費	数量	単位	単価	金額	備考
Inajin編集に関する会議費及び交通費 (制作関係者及び取材対象者、広告対象者等)				100,000	
運営通信費・印刷費				10,000	
小計				110,000	
印刷費	数量	単位	単価	金額	備考
同窓会会員用(会員全体の約80%)	20,055	部	26	521,430	
学校・PTA用	3,300	部	26	85,800	職員(教室用)・文化祭等イベント用:学校に保管
同窓会保管用	200	部	26	5,200	理事会・総会・寄付者・制作関係者用:同窓会に保管
未来へのはがき	1,000	部	20	20,000	
				0	
小計				632,430	
通信費	数量	単位	単価	金額	備考
会員向け郵送費	20,055		72	1,443,960	
小計				1,443,960	
Inajin35号制作合計金額				2,816,390	

2014年度予算計画(案)

自 2014年 4月 1日
(単位：円) 至 2015年 3月31日

科目	予算額	備考
I 収入の部		
会費・入会金収入	4,000,000	卒業生入会金 800人×5,000円
会報誌広告料収入	150,000	広告料30,000円×3件 15,000円×4件
その他収入	5,000	寄付金 預金利息等
会報誌継続購読料繰入収入	547,950	継続購読料残金 6,000円×89人+振込手数料
当期収入合計(A)	4,702,950	
II 支出の部		
1.運営費		
会議費	100,000	会場費、飲食費、案内送付費、他 (定期総会1回、理事会2回、四役会2回、各種委員会費)
庶務費	100,000	決算書作成費、振込手数料、残高証明書料、他
名簿維持管理費	10,000	名簿補正・維持管理費、他
ウェブサイト維持管理費	70,000	サーバ代、他
慶弔費	450,000	卒業時記念品、他
備品費	50,000	備品、他購入費
物品保管費	10,000	備品、他保管費
小計	790,000	
2.事業費		
会報誌制作費	740,000	会報誌1回/年・制作運営経費
会報誌等印刷費	654,000	会報誌1回/年・印刷費、未来へのはがき1,000部印刷費
会報誌通信費	1,502,000	会報誌1回/年(メール便約21,000部、封入・宛名印字・発送準備)
いなじん交流会事業費	90,000	年2回 会員のための交流会を開催
HCP事業費	50,000	会議費及びスタッフの参加費等
記念事業費	200,000	「先輩と夢を語ろう」講師謝礼、他
年次活動支援事業費	500,000	助成金50,000円×27期=1,350,000円×0.35、他
部活動支援事業費	300,000	全国大会出場部活への支援
会報誌継続購読返金(過年度分)	534,000	会報誌継続購読料返金 6,000円×89人
会報誌継続購読返金振込手数料	13,950	会報誌継続購読料返金 振込手数料
小計	4,583,950	
3.予備費	0	
当期支出合計(B)	5,373,950	
当期収支差額(A)-(B)	▲ 671,000	
前期繰越収支差額	671,000	
次期繰越収支差額	0	

2014年度 伊奈学園同窓会会報誌「Inajin」編集予算(案)

2013.6.23

Inajin36号制作費(案)					
Inajin36号企画・制作概要: 人に着目して幅広い世代を取材する。					
制作委託費	数量	単位	単価	金額	備考
企画・編集委託費	1	式		100,000	
アートディレクション委託費	1	式		30,000	
取材・ライティング・校正委託費	16	頁	10,000	160,000	
デザイン・DTP委託費	16	頁	10,000	160,000	
DTPオペレート・入校データ管理委託費	1	式		30,000	
取材撮影委託費	6	回	15,000	90,000	
会議・進行管理委託費	1	式		30,000	
未来へのはがき製作委託費	1	式		30,000	会報誌とは別に卒業式前に配布します。
小計				630,000	
編集委員活動費	数量	単位	単価	金額	備考
Inajin編集に関する会議費及び交通費 (制作関係者及び取材対象者、広告対象者等)				100,000	
運営通信費・印刷費				10,000	
小計				110,000	
印刷費	数量	単位	単価	金額	備考
同窓会会員用(会員全体の約87%)	20,855	部	26	542,230	
学校・PTA用	3,300	部	26	85,800	職員(教室用)・文化祭等イベント用: 学校に保管
同窓会保管用	200	部	26	5,200	理事会・総会・寄付者・制作関係者用: 同窓会に保管
未来へのはがき	1,000	部	20	20,000	
				0	
小計				653,230	
通信費	数量	単位	単価	金額	備考
会員向け郵送費	20,855		72	1,501,560	
小計				1,501,560	
Inajin36号制作合計金額				2,894,790	